⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of the Yokohama Customs-Minamihonmoku Inspection Center㉕.

⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 5 December 2025.

⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 2 March 2026 (tenders brought with or submitted by mail : 3 : 00 P.M. 2 March 2026).

⑹ Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「新技術導入促進(Ⅰ)型」、「技術提案簡易評価型」、「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「難工事指定の試行工事」、「建設業法第26条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び建設業法第26条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例の監理技術者等」）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和７年11月10日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　橋本　雅道

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ７八潮排水機場ポンプ設備増設工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　埼玉県八潮市鶴ヶ曽根地先

⑷　工事内容　主ポンプ設備　１式　主ポンプ吐出弁設備　１式　主ポンプ駆動設備　１式　系統機器設備　１式　電源設備　１式　監視操作制御設備　１式　除塵設備　１式　付属設備　１式　揚排水ポンプ設備輸送工　１式　揚排水ポンプ据付工　１式　電源設備据付工　１式　監視操作制御設備据付工　１式　除塵設備据付工　１式　付属設備据付工　１式　コンクリート工　１式　撤去工　１式　仮設工　１式　付帯工事　１式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

工期：令和８年４月１日から令和12年３月29日まで（余裕期間：契約締結の翌日から令和８年３月31日まで）

⑹　使用する主要な資機材　主ポンプ　１台、主原動機　１台、減速機　１台

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。

①　「工事環境の改善」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　「設計審査会」の設置対象工事

⑦　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑧　難工事指定工事

⑨　工事工程表の開示の試行工事

⑩　週休２日制適用工事（完全週休２日）

⑪　新技術導入促進(Ⅰ)型

⑫　技術提案簡易評価型

⑬　「生産性向上チャレンジ」試行工事

⑭　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑮　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて（試行）

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

次の㋐から㋓の要件を満たす製作据付した新設又は増設、更新した工事の施工実績を有すること。なお、㋐から㋓は同一工事であること。

㋐　陸上ポンプであること。

㋑　ポンプの形式が軸流、渦巻又は斜流であること。

㋒　ポンプの口径が2,000㎜を超えたものであること。

㋓　排水又は揚水を目的としたポンプの施工実績があること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐から㋓の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

なお、本工事は建設業法第２条に掲げる建設工事の内、「機械器具設置工事」である。

①　主任技術者にあっては、建設業法第７条第２号に掲げるものであること。

監理技術者にあっては、建設業法第15条第２号に掲げるものであること。詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

次の㋐から㋒の要件を満たす据付した新設又は増設、更新した工事の経験を有する者であること。なお、㋐から㋒は同一工事であること。

㋐　陸上ポンプであること。

㋑　ポンプの形式が軸流、渦巻又は斜流であること。